

第5回 制度・教育改革ワーキンググループ
平成29年10月13日

今後の認証評価制度

国立大学法人評価との兼ね合いを踏まえて

～評価側委員経験者としての意見～

下條 文武
新潟大学名誉教授

評価経験

認証評価

- ・大学機関別認証評価委員会委員
（平成24年度～平成29年度）
- ・大学機関別認証評価委員会専門委員
評価チーム主査（平成26、27年度）

法人評価

- ・国立大学教育研究評価委員会専門委員
第1期：研究業績水準判定組織（内科系臨床医学）
第2期：達成状況判定会議（グループリーダー）

現在の機関別認証評価制度

- 大学の教育研究等の総合的な状況の評価(2巡目)
 - * 大学評価基準(機関別認証評価)「(10の基準)」を設定
 - * 各基準の下に「基本的な観点」(81項目)を設定
 - * 自己評価書(7.6万字以内の文章+図表資料)を分析

⇒ 書面調査 + 訪問調査(2日間) ⇒ 評価報告書

認証評価制度は大学側と評価側の努力で定着している。
いわゆる「評価文化」が醸成されてきた。

課題

- ① 法令適合性等の外形的な評価項目等が多く、必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ② 評価結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ③ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない

改正

・中央教育審議会大学分科会 ⇒ 審議まとめを踏まえ、
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」平成29年4月1日施行
「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令」、平成30年4月1日施行
⇒ 3巡目からの認証評価改正に向け準備中

改正

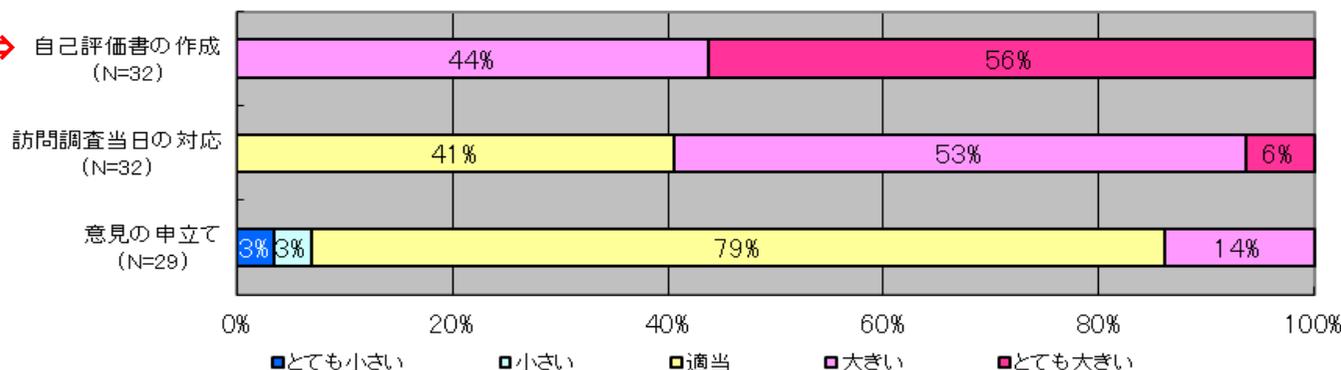
認証評価の改善・効果UP

評価作業量の負担感(アンケート調査)

平成27年度に大学評価・学位授与機構(当時)の評価を受審した大学に対して、同機構が行ったアンケートによると、大学側は「自己評価書の作成」(<7.6万字+資料作成)に負担感を感じており、評価者においては大学の自己評価書の確認等を行う書面調査に負担感を感じている。

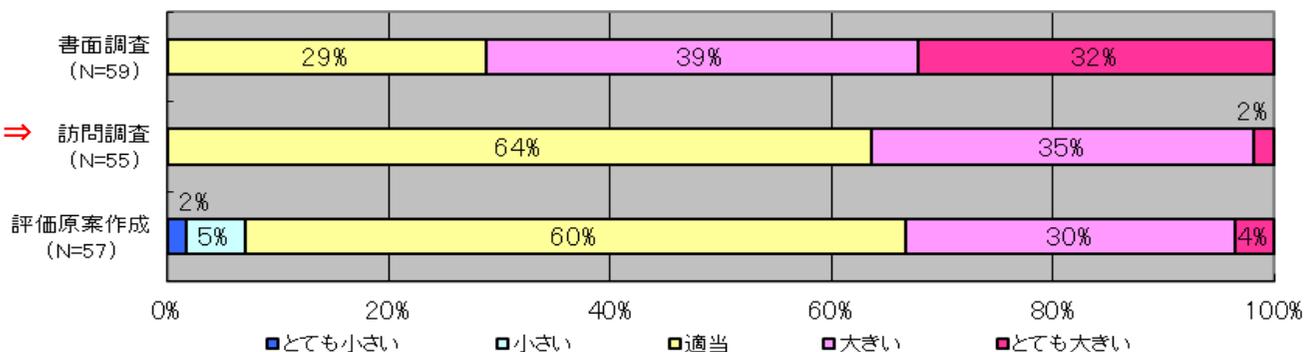
評価に費やした作業量

200頁以上に及ぶ
自己評価書作成 ⇒



(a) 対象校

訪問調査は2日間 ⇒
執行部、一般教職員、
学生。卒業生の面談
授業参観、施設見学等



(b) 評価担当者

3巡目の大学機関別認証評価のポイント(検討案)-1

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/1319301_833.html

パブコメ 募集期間 平成29年10月2日～10月31日(必着)

1. 内部質保証に関する評価

- 内部質保証に関する基準を**重点評価項目**として位置付け、その実施体制及び手順の整備を必須とするとともに、優れて取り組んでいる場合には特に高く評価(**段階的な評価結果の明示**)することとしたこと
- 内部質保証に関して優れた取組を実施しているとされた大学に関して、**次回以降に効率的な評価を行うこと**に関しては、3巡目の評価を実施しつつ具体的に検討していくこととしたこと

2. 三つの方針に関する評価

- 三つの方針(ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程方針)、アドミッション・ポリシー(学生受入方針)に関する評価を行うことは、これまでどおり
- 内部質保証に関する基準を設けて三つの方針の策定等に大学が責任を持っているかどうか評価するとともに、策定された三つの方針を踏まえた教育研究活動の具体的な取組状況(現況)に関しては、学生の受入や教育課程と学習成果に関する基準等で確認することとしたこと
- 大学及び学部・研究科等(学部、研究科及び大学設置基準第6条に規定する教育研究上の基本組織をいう。)の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針に関して相互の整合性を確認することとしたこと。特に、**教育課程方針に関しては学位授与方針と整合性を有して策定されていることを確認すること**としたこと

3. 教育課程の評価

- 教育課程ごとに学位授与方針が策定されることに鑑み、教育課程と学習成果に関する基準は、教育課程の実施に責任を有する組織が各基準に係る現況を自己点検・評価する仕組みとしたこと
- 教育課程の実施に責任を有する組織としては、学部・研究科等に加えて、複数の分野に跨る教育課程を有している場合にはその実施に責任を有する組織を想定する。これらの組織がそれぞれ1つ若しくは複数の教育課程に関して定期的、計画的に自ら点検・評価を実施し、改善のために取り組むことを前提に評価を実施することとしたこと
- 他の**第三者評価等**(JABEEや**日本医学教育評価機構**、**薬学教育評価機構**等が実施する**専門分野別評価**や**国立大学法人評価**、**公立大学法人評価**など)に係る資料や結果の活用等、連携を明確化したこと

4. 学習成果に関する評価

- 学習成果に関して評価の基本的な方針の一項目として位置付けるとともに、学位授与方針との関連を、基準上、明確にしたこと

5. フォローアップの仕組み

- 評価結果において改善を要する点として機構が指摘したのに関して、大学に改善状況の提出を求め、機構が改善されたと判断した場合にはその旨を評価結果に追記する形で公表することとしたこと

3巡目の大学機関別認証評価のポイント(検討案)-2

6. 設置計画履行状況等調査等の指摘事項の確認

- 内部質保証に関する基準において、他の第三者評価等での指摘事項に対する対応状況とともに、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年文部科学省令第12号)第14条に規定する設置計画履行状況等調査の内容を踏まえた各大学の措置の状況を確認することとしたこと

7. SD及び教職協働の取組

- FDの実施状況はこれまでどおり確認することに加え、SD(管理運営に係る能力・資質の向上のための研修)の実施状況を確認することとしたこと
- 教員と事務職員等の連携及び協働の状況を確認することとしたこと

8. 評価における関係者からの意見聴取

- これまでと同様、評価の実施に当たり、広く社会の有識者の参画や関係者からの意見聴取を行うこととしたこと

9. 評価業務の効率化

- これまで自己評価書において、各基準の下に設けられた観点ごとに全て文章で「観点到る状況」と「分析結果とその根拠理由」の記述を求めてきたが、これまで実施してきた評価の経験を踏まえ、適切な根拠資料で分析ができる場合にはその提出を求めるのみとし、必ずしも全ての基準に関して文章での自己評価を求めるものではないとすること
- 大学ポートレートのデータや前述の他の第三者評価の資料等を活用することにより、自己評価に係る業務の効率化を図ることとしたこと

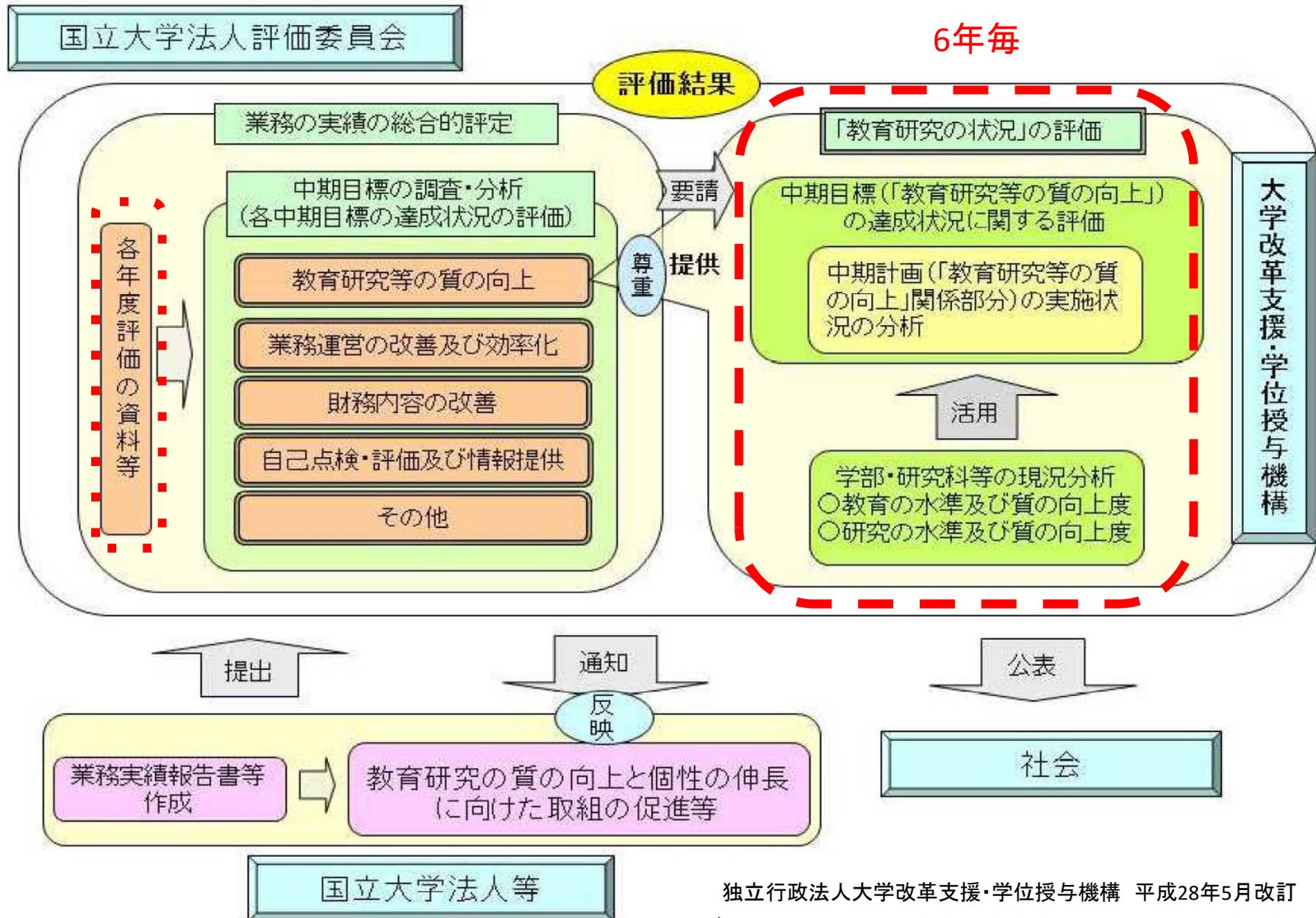
10. 大学評価基準の構成及び評価結果の判断方法

- これまで実施してきた評価の経験を踏まえ、現行10の基準及び各基準に設けている観点(81)等に関して内容を踏まえつつ整理し、6領域27基準の構成としたこと
- 評価の判断方法に関して、2巡目は10の基準それぞれで判断した上で満たさない基準がある場合に全体評価として大学評価基準を満たさないとしてきた。3巡目はそれぞれの基準で改善を要する点がある場合には当該基準を満たさないとするが、大学評価基準としての判断は、全ての基準の分析内容を総合的に勘案して大学評価基準を満たしているか否かを判断することとしたこと
- ただし、内部質保証の実施体制及び手順の整備に係る基準に改善を要する点が認められた場合には、大学評価基準を満たさないと判断することとしたこと
- なお、2巡目までは「大学の目的」を評価基準に位置付けていたが、目的の内容は評価の対象というよりも評価を実施する上で踏まえるべきものであることを明確にするため、評価対象から外した上で、これまでどおり自己評価書に記載するものとしたこと

11. 評価の実施時期

- これまで評価実施後6年目及び7年目に限っていた次回評価の時期の制限を、設けないこととし、法令上の7年以内ごとに評価を受けることができることとしたこと

国立大学法人評価：第2期中期目標期間評価の全体像



認証評価と国立大学法人評価の違い

Differences between Certified Evaluation and Accreditation and National University Corporation Evaluation

	認証評価	国立大学法人評価
根拠規定	学校教育法第109条第2項	国立大学法人法第31条の2
評価主体	文部科学大臣が認証した機関(認証評価機関)。複数の認証評価機関から受審先を選択することが可能	文部科学省の国立大学法人評価委員会(教育研究の状況は、大学改革支援・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重)
評価対象機関	国公立及び株式会社立の大学・短期大学・高等専門学校、専門職大学院	国立大学法人、大学共同利用機関法人
	2巡目 平成22年度～平成30年度(予定) 124機関 内訳)国立大学:85大学 公立大学:34大学 私立大学:5大学	第1期 90機関(国立大学法人 86機関 大学共同利用機関法人 4機関) 第2期 90機関(国立大学法人 86機関 大学共同利用機関法人 4機関)
評価の内容	認証評価機関が自ら定める評価基準に基づき、教育研究、組織運営、施設設備の総合的な状況について評価	各法人の中期目標、中期計画、年度計画に対する教育研究活動や業務運営、財務内容等の総合的な達成状況について評価
評価結果の表し方	評価基準を満たしているか(適合しているか)どうかの判定	中期目標の各項目の達成状況を段階判定
評価結果の利用	教育研究の質の保証とともに、評価結果を教育機関の質の改善向上に活用される。なお、評価結果は資源配分には直接反映されない	次期の中期目標・中期計画の内容や運営費交付金等の算定に反映される
評価の周期	機関別: 7年以内毎に1度 専門職大学院別: 5年以内毎に1度	中期目標期間評価は6年毎(第3期中期目標期間は4年目終了後と中期目標期間終了後)年度評価は毎事業年度
全体像 (大学機関別の場合)	<p>実施主体: 認証機関((独)大学改革支援・学位授与機構)</p> <p>自己評価に基づく評価 ※3巡目の大学評価基準を想定(意見照会中)</p>	<p>実施主体: 国立大学法人評価委員会(文部科学省)</p> <p>「教育研究の状況」の評価 業務の実績の総合的評定</p>

認証評価のこれから

- 大学機関別認証評価は、大学における教育の状況を定期的に点検する機能をもつので、教育の使命、形態の多様化が加速している現状でその意義はますます大きい。
- しかし、法人評価が求められている大学(国立大学、公立大学)では、学部・研究科ごとの教育の状況の点検、評価の業務の重複感が強く、さらに、分野別の教育評価(専門職大学院やJABEE, JACME等)のある学部・研究科の重複感は一層強いと聞く。
- 両方の評価を担当したかぎりでは、評価の目的の違い(質保証と達成度評価)を意識しつつも、内容上の共通部分を整理することは可能であろう。
 - 現況分析の結果が達成度評価に影響するため、現況調査は取組と成果を中心として記述する傾向にあるが、その内容は認証評価で優れた点として指摘するものに近い。
 - 大学として日々取り組んでいる着実な教育活動の状況は認証評価の関連する基準によって評価されており、現況調査の記述内容とすることも可能であろう。
 - 学部・研究科における教育の状況の点検は、大学の内部質保証において継続的に実施し、そのなかで分野別の第三者評価を活用すべきものであり、認証評価はその結果を確認し、社会に対して保証する役割を担うと考えられる。
 - ただし、実施時期、点検項目などについて調整は必要。